

建築・建築設備工事における熱中症対策に資する費用計上の実施要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の安全対策を進めるために、熱中症対策に掛かる費用に関して計上する。

2 対象工事

公共建築工事積算基準により設計した建築・建築設備工事を対象とする。

3 適用

対象工事は、令和8年3月1日以降に発注（公告）する工事。

4 積算方法等

一般的な熱中症対策（別記参照）は、公共建築工事共通費積算基準による共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれ、当初工事費に費用計上されていることから、当初工事費積算では追加の費用計上を行わない。ただし、一般的なもの以外の熱中症対策（例：遮光ネット（足場に設置するものに限る））を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

追加の費用計上を行う場合、遮光ネットは直接工事費、その他熱中症対策は該当する適正な費目へ計上する。なお、別記の一般的な熱中症対策は、必ずしも全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた必要な対策を実施する。

（別記）

一般的な熱中症対策の例（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服 等
- ・ ドライミスト（簡易なもの）
- ・ 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

5 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、熱中症対策以外を目的として、一般的なもの以外の熱中症対策についての技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

6 工事成績評定での創意工夫の取扱い

別記の一般的な熱中症対策を実施する場合及び一般的なもの以外の熱中症対策を設計変更の対象として実施する場合は、工事成績評定において創意工夫の評価は行わない。

7 実施の流れ

この要領に基づく費用計上は以下のとおり実施するものとする。

- (1) 発注者（監督員）は、工事契約締結後（既契約工事においてはこの要領施行後）、すみやかに受注者に対しこの要領の対象工事であることを説明する。
- (2) 受注者は、この要領に基づき熱中症対策に資する費用計上を希望する場合は、「工事打合せ簿（見積書等の資料含む）」により発注者と協議し、承諾を得る。
- (3) 受注者は、熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）を提出する。
- (4) 発注者は、(3)により受注者から提出された資料を確認し、「4 積算方法」に基づき設計変更を行う。